工事名称　長岡技術科学大学（上富岡町）附属図書館（Ｉ期）改修電気設備工事

設計図書・参考数量に対する変更一覧（追加指示書）

令和7年7月22日

設計図書・参考数量に対する変更一覧（追加指示書）　　長岡技術科学大学（上富岡町）附属図書館（Ｉ期）改修電気設備工事

Ｎｏ	図面番号	指　示　事　項
1	特E-01	施工条件を朱書きのとおり変更する。
2	数量表 別紙明細	I.附属図書館、発生材処理の産業廃棄物処理費および産業廃棄物運搬費の数量を朱書きのとおり変更する。
3	数量表 別紙明細	II.屋外、発生材処理の産業廃棄物処理費および産業廃棄物運搬費の数量を朱書きのとおり変更する。

長岡技術科学大学（上富岡町）附属図書館（Ⅰ期）改修電気設備工事

Ⅰ 工 事 概 要

1.工事場所 新潟県長岡市上富岡町1603－1（長岡技術科学大学構内）
2.完成期限 令和 8年 3月 19日（木曜日）
3.建物概要

建 物 名 称		附属図書館			
工 種		模様替			
構 造		R			
階 数		3			
建築基準法による	建築面積(㎡)	1,254			
	延べ面積(㎡)	3,147			
消防法施行令別表第一の区分		7項			
改 修 面 積 （㎡）		2,071			
備 考		（1.2階）			

4.工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別			
	附属図書館	屋外		
●電灯設備	一式			
●動力設備	一式			
○電気自動車用充電設備				
○電熱設備				
○雷保護設備				
●受変電設備	一式			
○電力貯蔵設備				
○発電設備				
●構内情報通信網設備	一式			
●構内交換設備	一式			
○情報表示設備				
○映像・音響設備				
●拡声設備	一式			
○誘導支援設備				
●テレビ共同受信設備	一式			
●監視カメラ設備	一式			
○駐車場管制設備				
●防犯・入退室管理設備	一式			
●火災報知設備	一式			
○中央監視制御設備				
○構内配電線路				
●構内通信線路		一式		
●発生材処理	一式	一式		

5.指定部分 ●無 ○有 対象部分（ ）
指定部分工期 年 月 日
6.概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日（ 曜日）
（第1編1.1.2）、［第1編1.1.2］

Ⅱ 工 事 仕 様

1.共通仕様
（1） 文部科学省発注工事請負等契約規則（文部科学省訓令第二十二号）別記第１号の工事請負契約基準、現場説明書、図面 34 枚及び本特記仕様書 2 枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
● 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)
● 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
● 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準図」という。)
● 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
● 文部科学省電気設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)(以下「文科標準図」という。)
● 工事写真撮影要領(令和5年9月版)

（2）~~機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。~~
~~なお、機械設備工事の特記仕様書は（ ）図、建築工事の特記仕様書は（ ）図による。~~

2.特記仕様
（1）本特記仕様書の表記
1）項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。
2）項目に記載の〈第 編 . . 〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
3）項目に記載の［第 編 . . ］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）項目に記載の〈第 編 . . 〉内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項 目	特 記 事 項

○適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
○ 風圧力
風速（Vo= m/s）
地表面粗度区分（ ○ Ⅰ ○ Ⅱ ○ Ⅲ ○ Ⅳ）
○ 積雪荷重
建設省告示第1455号における区域 別表（ ）

●電気保安技術者
（第1編1.3.2）
［第1編1.3.2］
この工事現場に下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。

項 目 名	電気保安技術者
1. 第３種電気主任技術者以上の資格を有する者	○
2. １級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●
3. 第１種電気工事士の資格を有する者	○
4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第７条第１項各号の科目を修めて卒業した者	○
5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○
6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○
7. ２級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
8. 第２種電気工事士の資格を有する者	○
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○

●施工条件
（第1編1.3.3）
［第1編1.3.3］
工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。
1)停電作業日時は監督職員と調整による。
2)土日祝日には著しい騒音が発生する作業は行わないこと。
3)工事用地内の除草は、受注者が行う。
4)その他、学内行事等のため工事を制限する場合がある。。
5)大学敷地内は屋外屋内又は車内問わず全面喫煙禁止である
6)令和7年11月15日（土）は入学試験のため作業を行わないこと。
7)令和8年 1月17日（土）18日（日）は大学入学共通テストのため作業を行わないこと。
8)令和8年 2月25日（水）は入学試験のため作業を行わないこと。
9)令和7年 9月13日（土）14日（日）は大学祭のため作業を行わないこと。
10)今回工事は、執務並行改修である。

●電源周波数
●発生材の処理等
（第1編1.3.9）
［第1編1.9.1］
● ５０Ｈｚ ○ ６０Ｈｚ
発生材の処理は、下記による。
(1) 引渡しを要するもの
1）品 名
2）引渡し先
3）集積場所
4）集積方法
(2) 特別管理産業廃棄物
1）品 名
2）処理方法
(3) 現場において再利用するもの
1）品 名
2）使用場所
(4) 再生資源化するもの
1）品 名
(5) その他の発生材
1）品 名 鉄くず、銅くず類
2）処理方法 関係法令にしたがい適正処分

●環境への配慮
（第1編1.4.1）
［第1編1.4.1］
（1）本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。

（2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

●機材の品質等
（第1編1.4.2）
［第1編1.4.2］
（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
（2）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。
○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
○ 安定的な供給が可能であること。
○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機 材 名

●機材の検査等
機材の検査に伴う試験
（第1編1.4.4～5）
［第1編1.4.5～6］
監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。

機 材 名	検 査	試 験	摘 要
照明器具	●		外観検査
盤類	●		外観検査

●施工調査
［第1編1.5.1～3］
事前調査 （●本工事 ○別途 ）
調査項目 （○既存資料調査 ○ ）
調査範囲 （○図示 ○ ）
調査方法 （○図示 ○ ）

施工の検査等
施工の検査に伴う試験施工の立会い等
（第1編1.5.3～5）
［第1編1.6.4～6］
下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。

施 工 部 分	検 査	立 会	試 験	摘 要
受変電設備改修（停電作業）		●		

●完成時の提出図書
（第1編1.7.1～3）
［第1編1.11.1～3］
工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。

名 称	体 裁 等
● 完 成 図	CADデータ（電子納品）及び電子データ
● 〃	原図 ●A1版（ 1 部） ○A3版（ 部）
● 〃	複写図 製本（A1 折り込み）（ 2 部）
● 〃	複写図 仮製本 ○A1版（ 1 部） ○A3版（ 2 部）
● 保全に関する資料	●紙媒体（ 2 部） ○電子データ
● 工 事 写 真	●紙媒体（ 1 部） ●電子データ

※紙媒体はA4版ファイル綴じ、電子データはPDF形式とする。
電子納品は次による。
（1）貸与する設計図CADデータの著作者名：長岡技術科学大学 ファイル形式：JWW
貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図作成のため以外に使用しないこと。
（2）電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。
（3）電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。
（4）提出方法及びファイル形式は以下による。
CADデータ：JWW、DXF及びPDF 提出方法：CD又はDVDに保存し、 部提出する。

○石綿含有材料の事前調査
［第1編1.8.2～3］
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有材料の事前調査を行う。

●足場その他
（第1編2.1.1）
［第1編2.2.2］
● 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
○ 本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
○内部足場（ ○ 種 ○ 種）○外部足場（○ 種 ○ 種）

○発生残土の処理
（第1編2.2.1）
［第1編2.3.1］
○ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷均しとする。
○

●金属管の塗装及び仕上げ
（第1編2.7.1）
［第1編2.8.1］
次の露出配管は、塗装を行う。
●屋内（ ）
○屋外（ ）
○ 屋外に敷設する露出配管で溶融亜鉛メッキ仕上げを使用する場合は付着量300g/㎡以上とする。

●耐震措置
設備機器の固定は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。
（1）設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損などが生じないようにする。
①設計用水平地震力
機器の重量［ｋＮ］に設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合は、設計用水平震度は、次による。
設計用標準水平震度

機 器 種 別		●特定の施設 重要機器	●特定の施設 一般機器	○ 一般の施設 重要機器	○ 一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類には燃料小出タンクを含む。
・重要機器は次のものを示す。
●配電盤 ○発電装置（防災用） ○直流電源装置
○交流無停電電源装置 ○交換機 ○ 自動火災報知受信機
○中央監視装置 ○ ○
②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
（2）横引き配管等の耐震指示は、施設の分類に応じたものとする。

●既存躯体への穿孔
［第1編2.11.1～5］
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、下記による。
● 走査式埋設物調査 ○ 放射線透過検査

○電気工事士
最大電力５００［ｋＷ］以上の場合においても、電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく有資格者により施工を行う。

○フラッシュプレート
フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、
（ ○金属製（ステンレス、新金属を含む） ○樹脂製 ）とする。

●電線の色別
（第2編2.1.3）
（第3編1.1.4）
［第2編2.1.4］
配線及び主回路の導体の色別は、次による。
○ 標準仕様書による。
● 配線及び主回路の導体の色別は、下記による。

電気方式		第１相	第２相	第３相	中性相
高圧	三相３線式	赤	白	青	
低圧	三相３線式	赤	接地側 白	黒	
	三相４線式	赤	青	黒	白
	単相２線式	赤（青）	接地側 白		
	単相３線式	赤	青		白
	直流２線式	青	白		

配線	（1）分岐回路の色別	分岐前の色別による。
	（2）発電回路の第２相	接地側の電線の色は黄色とする(無停電回路含む)
	（3）切替回路の２次側	規定しない。
	（4）漏電遮断器回路の接地	専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。
分電盤類	共通事項	配線（1）～（4）による。
	左右・上下及び遠近の別は、正面から見た状態	ア）左右の別は、左からとする。 イ）上下の別は、上からとし、直流２線式は、下からとする。 ウ）遠近の別は、近いほうからとし、直流２線式は、遠いほうからとする。

備考
（a）配電盤類については、次による。
（1）左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。
（2）三相回路又は単相３線式回路より分岐する回路は、分岐前の色別による。
（3）三相交流の相は、第１相、第２相、第３相の順に相回転するものとする。
（b）屋外架空配線の色別は、本表によらなくてよい。
（c）接地線の色別は、監督職員の承諾を受けること。

●他工事又は他工種との取り合い
図面に特記なき場合は、工事区分表による。

●特殊場所
〈第2編2.1.1～9〉
特殊場所は下記による。

特 殊 場 所 の 内 容	適用する場所	危険場所の種別	危険物の種類
● 湿気の多い場所	床下ピット		
○ 気密性を要する場所			
○ ガス蒸気危険場所			
○ 粉じん危険場所			
○ 危険物等貯蔵場所			
○ 腐食性ガスのある場所			
○ 蟻害を受けるおそれのある場所			
○ 塩害を受けるおそれのある場所			